

# 大和市都市農業振興基本計画（案）について【概要】

## 1 「大和市都市農業振興基本計画」とは

大和市は、小田急江ノ島線、東急田園都市線、相鉄本線が乗り入れ、8つの駅が市内にバランスよく存在し、その沿線には医療、福祉、商業等の生活サービス施設が充実している生活利便性の高い環境が形成されているまちであり、約23万人が居住する大消費地である側面を持ちます。

本市の農業は、こうした都市部に存在するという立地条件を活かした農業経営が行われており、生産は少量多品目で野菜や果樹などを栽培しています。

一方、後継者不足等による担い手の減少や相続を契機とした農地の減少など様々な課題を抱えています。

そこで本計画においては、本市の農業の現状と課題の整理を行い、目指す都市農業の将来像を掲げ、持続可能な都市農業の実現に向けた取り組みを推進することで本市の農業振興を図ります。

なお、大和市都市農業振興基本計画は都市農業振興基本法第10条第1項の規定に基づく「地方計画」に位置付けます。

## 2 策定にあたり考慮した事項

### （1）都市農業が発揮する多様な機能を活かす

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ①農畜産物を供給する機能 | ④国土・環境の保全の機能          |
| ②防災の機能       | ⑤農作業体験・学習・交流の場を提供する機能 |
| ③良好な景観の形成の機能 | ⑥農業に対する理解の醸成の機能       |

### （2）大和市の農業が抱える課題

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ①担い手の育成・確保     | ④農地の保全・活用     |
| ②地産地消の推進       | ⑤防災など多様な機能の発揮 |
| ③農作業に親しめる場等の提供 |               |



朝霧市



市民農園

## 3 大和市の都市農業が目指す方向性

### （1）将来像

#### 都市農業を守り、持続可能な発展を目指すまち「やまと」

大和市の都市農業を守り、今の世代、そしてこれからの世代にとって魅力ある産業として持続的な発展を目指していきます。

### （2）将来像の実現に向けた3つの「基本方針」

#### 基本方針1：地場農産物の地元での消費を拡大する

本市の農業者の多くは、家族経営であることや消費者ニーズに応えるため、野菜などを少量多品目で栽培しており、少量多品目の生産は、農山村地域のように一品目を大規模農地にて大型機械等を導入し、効率的に大量生産することとは異なり、手間やコストがかかっており、これに応じた適正な価格で販売していく必要があります。それには、こうした市内農業者の努力により生産された地場農産物が、新鮮・安心であり質が良いものであるということを、市民をはじめとした消費者に認知してもらうことが必要です。

そこで本計画では“地場農産物の地元での消費を拡大する”を第一の基本方針とし、施策を展開していきます。

#### 基本方針2：「農」とふれあい、「農」への理解と関心を高める

近年のライフスタイルの変化から農業に触れ合いたい、体験したいといったニーズは高まっています。市民農園は農作業を通じて、利用者の情報・意見交換や交流の場となっており、現在、市内には区画を貸し出す市民農園が21農園ありますが、市北部及び市中部地域では利用を希望する人が多い傾向が続いています。

また、農業には農産物の供給以外にも、潤いをもたらす農景観など多様な機能がありますが、これらの魅力が十分に認知されていない面があります。このことから、市民に本市の都市農業が持つ多様な機能について認識を深めてもらうため、ホームページなど様々な媒体を活用した広報・周知活動などを展開していきます。

そこで本計画では、“「農」とふれあい、「農」への理解と関心を高める”を第二の基本方針とし、施策を展開していきます。

#### 基本方針3：農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす

農業経営の基盤となる経営耕地面積の減少傾向が続いていることから、本市の都市農業を守り、持続可能なものとするため農地の適正な維持管理を進める必要があります。

また、本市で2015年10月1日から開始している「大和市防災協力農地登録制度」など、農産物の供給以外にも都市農業が併せ持つ「防災の機能」をはじめとした多様な機能を発揮していくことも大切となります。

そこで本計画では、“農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす”を第三の基本方針とし、施策を展開していきます。

(3) 将来像の実現に向けた取り組み

基本方針1 地場農産物の地元での消費を拡大する

1-1 地場農産物の供給機能をも高める

取り組み内容	主な取り組み
1-1① 地場農産物の安定的な供給及び生産技術向上に向けた支援	ア 認定農業者等の確保と支援 イ 農地の利用集積の推進 ウ 援農サポーター派遣による農業生産者への支援 エ JAさがみ「みどりの仲間プラン」との連携
1-1② 農業経営安定に向けた支援	ア 栽培技術等の向上に向けた立毛共進会等の開催 イ 農業近代化等の支援 ウ 水田農業の支援

1-2 食を通じた健康づくりを推進し、新鮮で安心な地場農産物の地元での消費を増やす

1-2① 地場の産物の消費拡大	ア 地場農産物の普及・啓発活動 イ 朝霧市などの推進 ウ 栽培技術等の向上に向けた品評会の開催
1-2② 食育の推進	ア 食育イベントにて地場農産物を周知 イ ベジファースト・ラスト15キャンペーン ウ 地場農産物の学校給食等での活用

基本方針2 「農」とふれあい、「農」への理解と関心を高める

2-1 「農」とのふれあう場をつくり、「農」に関する知識の普及・啓発を図る

取り組み内容	主な取り組み
2-1① 農作業を体験できる場等の整備	ア 市民農園の整備 イ ふれあい農園の整備
2-1② 都市農業に関する知識の普及・啓発の推進	ア 地場農産物の収穫体験の実施 イ 米作文や水田看板ポスターのコンクールを実施 ウ 朝霧市などの推進（再掲） エ 栽培技術等の向上に向けた品評会の開催（再掲）

基本方針3 農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす

3-1 農地を都市にあるべきものとして保全する

取り組み内容	主な取り組み
3-1① 遊休農地の予防・解消	ア 農地の利用集積の推進（再掲） イ 農地の適正な保全・管理に向けた調査及び指導 ウ 市民農園・ふれあい農園の整備（再掲）
3-1② 農地の適正な保全	ア 農業振興地域整備計画及び都市農業振興基本計画の管理運営 イ 生産緑地制度の活用

3-2 「農」の多様な機能を活用する

3-2① 災害時の防災機能の向上	
3-2② 景観形成・環境保全等の機能の発揮	ア 水田農業の支援（再掲） イ ふれあい農園の整備（再掲） ウ 市民緑地認定制度等による都市農地の保全の推進 エ 資源循環システムによる環境保全の推進